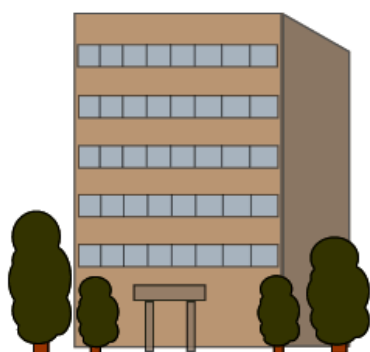


地図等及び各種図面の 情報交換サービスのお知らせ！

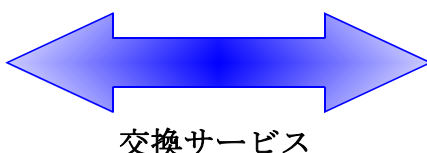
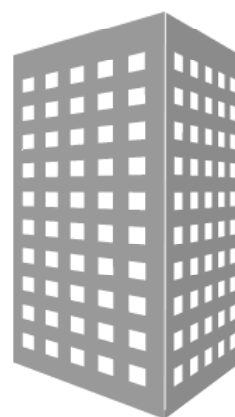
法務大臣の指定を受けた登記所間では、他の登記所の地図等及び各種図面の証明書の交付を請求することができます。

平成25年2月1日（金）から松阪支局の情報交換サービスを開始しています。これにより、津地方法務局管内の全ての登記所で管轄内の地図等の証明書が取得できるようになりました。

法務大臣の指定を受けた登記所



法務大臣の指定を受けた登記所



交換サービス

津地方法務局内における法務大臣の指定を受けた登記所

- 桑名支局 (H23.5.2 指定)
- 本局不動産登記部門 (H23.7.1 指定)
- 尾鷲出張所 (H23.8.1 指定)
- 鈴鹿出張所 (H23.11.1 指定)
- 伊賀支局 (H23.12.1 指定)
- 四日市支局 (H24.3.1 指定)
- 熊野支局 (H24.5.1 指定)
- 伊勢支局 (H24.6.1 指定)
- 松阪支局 (H25.2.1 指定)

地図等（地図及び地図に準ずる図面）及び各種図面（土地所在図、地積測量図、建物図面、各階平面図及び地役権図面）がサービスの対象です。

手数料は、1枚・1事件につき、450円です。

本サービスでは、「閲覧」は請求できませんので御注意ください。

